

改正

令和元年12月24日告示第163号

令和2年10月9日告示第154号

館林市自動販売機等設置に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市有財産の有効活用により、歳入の確保を図るとともに、市民サービスの向上を図ることを目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、市有財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下「庁舎等」という。）の床面積又は敷地に余裕がある部分を貸し付け、自動販売機等を設置させる場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(自動販売機の設置)

第2条 庁舎等に設置することができる自動販売機は、次に掲げるものとする。

- (1) 飲料水等の自動販売機
- (2) 前号のほか、市民の日常の利便に供すると認められる自動販売機及びこれに準ずる機器

(貸付けの方法及び期間)

第3条 庁舎等に自動販売機等を設置する場合は、賃貸借契約によるものとする。

- 2 前項の賃貸借契約の契約期間は、3年を超えない範囲の期間とし、契約の更新はできないものとする。

(貸付けの相手方の選定方法及び貸付料)

第4条 市長は、市長が指定した貸付場所ごとに入札を行い、市に納入する売上金額に対する歩合率により、貸付けの相手方及び貸付料を決定するものとする。

- 2 入札に係る最低歩合率は、売上金額の10パーセント以上とする。ただし、入札者がいないときは、市長は最低歩合率を下げることができる。
- 3 入札に参加しようとする者は、市長が別に定める日までに、自動販売機等設置に係る応募申込書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の応募申込書を受理したときは当該内容を審査し、入札により最も高い歩合を提示した者（以下「設置者」という。）と貸付契約を締結するものとする。

(入札資格)

第5条 入札に参加することができる者は、自動販売機の運営実績が1年以上あり、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 群馬県内に本店、支店又は営業所を有する法人
- (2) 市内に住所を有する個人事業者

2 次に掲げる者は、入札に参加することができない。

- (1) 市税に未納がある者
- (2) 館林市暴力団排除条例（平成24年館林市条例第18号）第2条の規定に該当する者

3 第1項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、別に定めるところにより入札資格を決定することができるものとする。

(電気使用料等)

第6条 設置者は、当該自動販売機等が消費する電気の使用料として、別表により算出した額を負担しなければならない。

2 庁舎等において、電源の改修等が必要になる場合の経費その他自動販売機等の設置に要する費用は、設置者の負担とする。

(月次報告)

第7条 設置者は、次に掲げる事項を記載した月次報告書（別記様式第2号）を、翌月の15日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 売上の数量及び金額並びに売上額に係る貸付料
- (2) 消費電力量
- (3) その他市長が特に必要と認める事項

2 市長は、設置者が提出した月次報告書に疑義があるときは、調査し、設置者に対し詳細な報告を求めることができる。

(貸付料等の支払)

第8条 設置者は、前条の月次報告に基づく貸付料及び第6条の規定により算出した電気使用料を市長が発行する納付書により、請求を受けた日から10日以内に支払わなければならない。

(管理義務)

第9条 設置者は、次に掲げる事項を遵守し、庁舎等を利用する者等に迷惑を及ぼすことがないように適切に管理しなければならない。

- (1) 飲料水等の自動販売機を設置する場合において、空缶等を回収する容器を設置する場合は、

適宜回収を行うこと。

- (2) 施設の美化に協力し、ごみ等の処理を行うこと。
- (3) 市長の許可なく張り紙等をし、又はくぎ類を床、壁等に打ち込まないこと。
- (4) 転倒防止対策を実施すること。

(設置機種の変更)

第10条 設置者は、自動販売機等の機種を変更しようとするときは、あらかじめ自動販売機設置機種変更届（別記様式第3号）により、その旨を市長に届けなければならない。

2 市長は、前項の届出を受理したときは当該内容を審査し、変更を認めたときは必要に応じて電気使用料を見直すものとする。

(契約の解除)

第11条 市長は、設置者が契約書に定める事項を遵守しないとき、または第9条に規定する管理義務を遵守しないときは、契約を解除することができる。

(適用除外)

第12条 自動販売機等の設置に関して、次に掲げるものについては、この要綱の規定は適用しない。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第22条第1項及び母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第25条第1項の規定により福祉関係団体等が設置するもの
- (2) 庁舎等の指定管理者、借受人等の業務において一体的に管理・運営されていると判断される自動販売機等又は庁舎等の命名権（ネーミングライツ）を取得した者が設置する自動販売機等であって、庁舎等に附帯するもの
- (3) 短期的な設置その他入札に付することが困難と判断されるもの
- (4) 協定締結等により、有事の際、市に対する有効な支援が期待できるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

(原状回復等)

第13条 設置者は、契約期間が満了したとき、第11条の規定により契約が解除されたとき等契約終了理由のいかんを問わず、契約終了後、直ちに自動販売機等を撤去し、原状に回復しなければならない。

2 第11条の規定により契約が解除されたことによる損害は、求償することができない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱の施行の際、現に設置されている自動販売機については、現契約期間が終了するまでの間は、なお従前の例による。

附 則 (令和元年12月24日告示第163号)

この要綱は、令和元年12月24日から施行する。

附 則 (令和2年10月9日告示第154号)

この要綱は、令和2年10月9日から施行する。

別表 (第6条関係)

区分	月額電気使用料
使用電力計測用の子メーターが設置されている場合	施設全体の電気使用料（基本料金を含む。）を施設全体の電気使用量と当該子メーターの電気使用量の案分により算定した額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
使用電力計測用の子メーターが設置されていない場合	自動販売機のメーカー算出電気消費量を参考に算定する。